

令和4年第2回立川市議会政治倫理審査会 会議概要

日時	令和4年6月29日（水）午後4時00分～午後7時00分
場所	立川市議会委員会室（立川市役所3階）
出席委員	9名（全員出席）
出席者	調査請求者（永元議員、浅川議員、中町議員、若木議員、佐藤議員、松本マキ議員、大石議員、須崎議員、稲橋議員、山本洋輔議員） B氏
調査対象議員	中山 ひと美議員
調査請求者	代表者 永元 須摩子議員 他議員10名
<p>1 本日の会議の進行内容について</p> <p>調査請求者に資料を提供して調査を求めた請願者（以下「B氏」という。）が傍聴者からは顔が見えない状態で自ら出席して説明したいとの申し出があったため、まずB氏の説明及びB氏への質問を行うかを諮ることとした。</p> <p>審議の結果、調査請求者への事情聴取の後にB氏への質問等を実施することとした。</p> <p>2 調査請求者への事情聴取</p> <p>主に以下のような質問と回答があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改めて条例に違反しているという根拠を示してほしい。 <ul style="list-style-type: none"> →A氏が力を入れていたサンサンロードへのエスカレーターの設定について中山議員が議会において要望及び発言を多数しており、自身も実績として公表していることから地位を利用して金品を受け取っている疑いがあること及びA氏と愛人関係を続けていることは議会の品位と名誉を損なうものであることから条例に違反している。 ・中山議員の行為について同じ議員としてどう考えるか。 <ul style="list-style-type: none"> →この調査請求は市民からの訴えに基づくものであり、訴えに書かれた行為があったならば同じ議員として許せないことであり、本人がしっかりと公の場で疑惑を晴らしてほしい。 <p>このほか、ハワイの不動産やジョイント口座についての詳細、提出資料におけるA氏の発言などの内容についての質問があったが、中山議員やB氏に質問してほしいとの回答であった。</p>	

3 B氏への質問

始めに、A氏が中山議員との関係性や贈与について白状したという会話記録がその場だけの非公開資料として委員に配布された。

B氏にA氏との関係を質問し、A氏の長女であるとの回答があった。

各委員からの質問に入る前に、B氏の要望により、甲16（調査請求者が提出した資料を甲〇と付番している。）の上申書（ただし、一部文章が修正されたもの）を本人が読み上げた。

その後、主に以下のような質問と回答があった。

・A氏の関連会社から立川駅北口のまちづくりに対する寄付金が出されていることについて会社内でどのような議論があったか。

→議会で市側がまちづくりに対して寄付があればエスカレーターを設置すると発言しており、会社でも同様のことが説明されていた。まちづくりに対する寄付とのことだが、実際はエスカレーターの設置に対する寄付だと考えている。

・A氏から中山議員に贈与したものの詳細はどのようなものか、また何に対する対価なのか。

→贈与されたのはハワイの不動産及びその管理費、現金、ジョイント口座の預金、駐車場の無償提供その他贈答品などであり、愛人関係を続けることとエスカレーターの設置等の地位を利用した働きかけをしたことの両方の対価だと考えている。

・中山議員がB氏の会社のガソリンカードを無断で使用している疑いがあることについて、今後の対処を含めてどう考えているか。

→ガソリンカードの使用については、法的措置を検討している。

4 次回の審査会の進め方

今回の会議を踏まえ、中山議員に対して資料の提供を求める委員は、7月4日までに何を求めるのかを事務局に連絡することとした。

中山議員の意見の開陳及び質問時に代理人を認めるか否かについて、あくまでも審査会として中山議員本人に出席及び説明を求めることは前提として、代理人については概ね、認めるべきでないという意見と隣に同席して発言をサポートする補佐人としてなら認めてよいという意見に分かれた。条例には代理人を認める規定はないこと、本人が混乱する可能性も考慮して審査会をスムーズに進めるために整理してもらう役割は必要であることなど、様々な意見があったが、大方の意見として「あくまでも本人が発言をして、代理人はサポート役に徹してもらおうこと」を改めて中山議員に書面で要請することとした。

委員の中でA氏に対する質問も実施すべきという意見で一致したため、次回の審査会において中山議員への質問の後にA氏への質問を行うことをA氏に対し書面で要請することとした。実施にあたって非公開にするか否かは、本人の意思を尊重することとした。また、A氏をサポートする補佐人は認めるべきだが、代理人は認められないものとした。

5 政治倫理条例の解釈

今回の会議に至るまでに、委員から調査事項を審査するにあたり、条例の解釈について、理解が分かれているとの意見があったため、解釈についての意見交換を予定していたが、審査に入っている段階で解釈について議論すべきではないと反対意見があった。

理解を一致させる必要はなく、意見交換は必要であるとの意見が多かったため、会長からは次回時間があれば意見交換をしたいと提案があったが、これも反対の声があり、今回の会議においては、条例制定時のいきさつについて説明した資料を事務局から各委員に送ることのみ決定した。

6 次回の審査会日程

- ・第3回 令和4年7月22日（金）午前10時から

中山議員およびA氏に対する質問等を行う予定

※今回の審査会の中では令和4年7月13日（水）に開催する予定としていたが、関係者が集まることができなくなったため、後日、上記日程に延期された。